

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日休むと
き、翌日
の翌日)

目次

◇告 示 地方自治法第七条第一項の規定による市町村の廃置分合

西伯郡及び米子市の人口

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地改良区の解散

新たに行なおうとする土地改良事業計画の認可

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

町営土地改良事業の認可

土地の立入りの通知

道路の位置の指定

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和四十三年四月一日から西伯郡伯仙町を廃し、その区域を米子市に編入する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条第一項第一号及び第七十七条第一項第一号の規定による西伯郡及び米子市の人口は、次のとおりである。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

郡及び市の名称

人 口

西 伯 郡

五二、四三九人

米 子 市

一〇三、九八五人

鳥取県告示第九十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年三月十二日から施行する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 熊本県 奈良県 静岡県
- 県 栃木県 宮城県 岡山県 三重県 富山県 神奈川県 愛媛県 滋賀県
- 香川県 宮崎県 京都府 茨城県 徳島県

鳥取県告示第九十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査及びブ

ルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法
 - 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
 - 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表

第 一 次	第 二 次	実施区域	実施場所
三月 十八日	三月 二十一日	鳥取市	鳥取検診場
" 十九日	" 二十二日	"	"
" 二十二日	" 二十五日	鹿野町	鹿野 "
" 二十三日	" 二十六日	郡家町	下私都、郡家、国中、大御門 "
		船岡町	大伊、隼、船岡 "

日	鳥取市
" 二十五日	明治、豊実 "
" 二十八日	美保、大和、美穂、米里 "
" 二十九日	松保、千代水 "

鳥取県告示第九十五号

米子市彦名後藤川土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十六号

昭和四十二年十一月十六日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十三年三月十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川天神野土地改良事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

久末土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(けい畔整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十八号

江府町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十九号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条

第四項の規定により告示する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 日本鉄道建設公団

二 事業の種類 智頭線鉄道建設

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字中原、尾見、大内、郷原、毛谷、篠坂、南方、智頭及び岩神

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年三月七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
神戸市垂水区舞子町字山崎一三九一番地の一	東伯郡三朝町大字三朝字小木脇	幅員 五、〇〇メートル
水谷 百合一	二二二ノ一番地の一部	延長 九五、〇〇メートル
	二二一ノ二	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十三年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年三月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十三年三月二十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十三年度選挙常時啓発事業計画について

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を

部購読したいので、購読料金 円を添えて

申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、
及び代表者名、
団体名)

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

